

第3章

市民が活躍できる地域と仕組みの構築

目標指標

| 指 標 | | 実績(見込) | 目 標 | | | | |
|-----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) |
| 1 | 全体まちづくり懇談会 開催回数(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 地区別まちづくり懇談 会開催回数(回) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 洲本市つながり基金助 成事業後継事業採択件 数(件) | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 4 | 姉妹都市関係交流事業 開催回数(回) | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 5 | 洲本市民人権講座開催 回数(回) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 6 | 女性のための働き方セ ミナー開催回数(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 経常収支比率(95%以 内を継続)(%) | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 |
| 8 | 実質公債費比率(15% 以内を継続)(%) | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 |
| 9 | 将来負担比率(80%以 内を継続)(%) | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 |
| 10 | 公共施設の削減率(令 和27(2045)年まで に△20%)(%) | 0.68 | 0.62 | 0.34 | △0.48 | △0.48 | △1.34 |



第1節 市民参画と協働の推進

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

市民の参画による開かれた市政の推進のため、町内会と共催でまちづくり懇談会などを開催しているほか、パブリックコメントを実施するなど、誰もが発言できる機会をつくり、広く市民の声を聞き、行政運営に反映しています。

〈近年の取組成果〉

- まちづくり懇談会の実施
- パブリックコメントの実施

施策方針

市民と行政がまちづくりへの思いや情報を共有し、一体となってまちづくりを進めることが理想であり、そのためにも、行政は市民へ積極的に情報提供を行い、市民と行政が協働しながら、「住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思われるまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 協働のまちづくりの推進【拡大・強化】

行政主導ではなく、市民の誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、協働の体制づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援し、シビックプライドの醸成に努めるとともに、一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

(2) 市民参画の機会の拡充

市民のニーズに応じたまちづくりには、市民の生の声を聞くことが大切であることから、町内会と共催でまちづくり懇談会などを開催し、誰もが発信できる機会をつくるなどして、広く市民の声を行政運営に反映させます。

また、広報紙やホームページを活用して情報提供を行い、市民が一層参画できるよう広報・広聴活動の充実に努めます。

(3) 情報公開の推進

個人情報の保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図りながら、公正で開かれた市政をめざします。

第2節 コミュニティ活動の促進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

平成 25 年度に創設した「洲本市つながり基金助成事業」を通して、市民・事業者・各種団体による自主的な地域づくり活動を幅広く支援し、コミュニティ活動の促進にも寄与してきました。

また、平成 24 年度から受け入れている「洲本市地域おこし協力隊」は、地域づくり活動に継続的に関わってきました。

さらに、平成 25 年度から取り組んでいる、地域と大学との連携によるまちづくり事業である「域学連携事業」により、関係人口を創出し、地域の課題解決や活性化に向けた活動を進めています。

〈近年の取組成果〉

○洲本市つながり基金助成事業

施策方針

「洲本市つながり基金助成事業」の後継事業を通して、市民・事業者・各種団体による自主的な地域づくり活動を引き続き支援します。具体的には、交流人口や関係人口によりにぎわいが生まれる活動、防災・減災活動、集落活動拠点施設の整備や改修、大学や民間企業など外部人材との多様な連携によるローカルプロジェクト創出、条件不利な小規模集落の再生、再生可能エネルギーの推進など、幅広い分野で支援します。

また、町内会活動や地域の団体のつながりをおおいにしたコミュニティ活動により、まちの魅力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、地域づくり活動の火付け役や担い手を確保するため、地域おこし協力隊制度などを今後も継続的に活用し、必要な人材を地域に投入することとします。

主要施策

(1) コミュニティ活動の推進

町内会やNPO法人、ボランティア団体などのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダーの育成などを総合的に支援する仕組みをつくります。

(2) 自主的な地域づくり活動の推進【拡大・強化】

洲本市つながり基金助成事業の後継事業による自主的な地域づくり活動の推進と、地域おこし協力隊制度などの活用による地域への人材投入を通して、にぎわいと活力にあふれ、持続性・発展性のある団体を育てます。

〈関連個別計画〉

◆洲本市域学連携事業推進計画

第3節 国内外との地域間交流の促進

〈主な関連SDGs〉



- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市は国内に2ヶ所、国外に3ヶ所の姉妹都市を擁しています。

国内の姉妹都市では、もとの北海道の静内町、徳島県の脇町でしたが、町村合併によりそれぞれ新ひだか町、美馬市へと変遷しました。本市自身も合併により新しい洲本市となりましたが、国際交流、国内交流のいずれにおいても、これまでどおりの姉妹都市の関係を継続しています。

国内交流では、商工団体を媒体とした物産展などの開催を通じた経済交流も実施しています。また、姉妹都市関係ではありませんが、北海道の函館市や対岸の大阪府岬町などとも、交流や相互に関連する事業での連携や支援を深めてきたところです。

国際交流においては、アメリカ合衆国のハワイ郡、同じくオハイオ州ヴァンワート市とは、ほぼ定期的な交流が確立されてきました。近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学生による訪問団の派遣・受入が難しい状況ですが、令和4年のハワイ郡長をはじめとする訪問団の来市を契機としてハワイ郡との新たな交流のあり方を模索するとともに、オンラインも活用した交流を検討しているところです。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市・ハワイ郡姉妹都市 20 周年記念式典
- 洲本市・ロシア連邦クロンシュタット区姉妹都市 20 周年記念サントペテルブルグ室内合奏団コンサート
- ハワイ郡姉妹都市バーチャルコンサート

施策方針

国際交流では、市民が姉妹都市の歴史や文化、習慣などを相互に正しくグローバルな視点で理解し合うことが肝要です。このため、関係団体とともに青少年を中心とした相互訪問を実施するとともに、オンラインなどを活用した新たな交流のあり方を検討します。

国内交流では、幅広い年齢層を含めて、それぞれの姉妹都市の歴史や文化、また、そこに暮らす人たちとのつながりを紹介し、市民レベルでの活動を推進するとともに、交流の絆を深めます。さらに、姉妹都市間の青少年の交流を通じて、将来の交流の基盤づくりに努めます。

併せて、本市を積極的にアピールするためにさまざまなツールを活用した情報発信に努めます。

主要施策

(1) 国際交流事業の推進

次代を担う青少年が広い視野と豊かな国際感覚を養うため、国外の姉妹都市間における相互訪問を継続的に実施します。特に、姉妹都市相互の歴史や文化、習慣などを正しく理解する必要があることから、関係団体とともにホームステイによる交流の充実や、文化活動に視点を据えた事業を推進します。

(2) 国内地域間の交流

青少年はもちろんのこと、幅広い年代の市民各層での相互訪問を支援します。文化・スポーツでの交流を充実させるとともに、商工団体などによる物産展などの定期的な開催を通じて、経済交流を推進します。祭りや特別な機会での交流、記念行事などの企画も行います。

姉妹都市以外でも、函館市や大阪府岬町などとも、関係分野で連携を深めながら、相互理解を推進します。

(3) 情報発信の充実

国際・国内姉妹都市や、その他関係都市との交流を図り、広報やHPなどで紹介します。



第4節 人権尊重社会の形成

〈主な関連SDGs〉



- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

現状

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において、相手の立場に立って、相手のことを考えた態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進しています。また、近年では、インターネットや SNS の普及により、見えない相手からの差別の書き込みをされるなど深刻な人権侵害も数多く生じている状況を踏まえ、本市でも、悪質な差別の書き込みをするサイトに対して、削除を要請するなどの対策に取り組んでいます。

平成 28 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の 3 つの法律が施行されました。これらはいずれも、不当な差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざしたものです。法律の主旨を踏まえ、さまざまな人権に関わる課題の解決に向けて今後も継続して取り組む必要があります。この他に、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、人や国の不平等などをなくすための目標を挙げており、本市においても、洲本市人権教育研究協議会などの団体と連携して、差別などの不平等をなくすための啓発活動に取り組んでいます。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市民人権講座の実施
- 人権を考える集いの開催
- 人権作文・標語の募集及び優秀作品の表彰
- 人権週間における街頭啓発
- 人権啓発講演会の実施
- インターネットモニタリングの実施

施策方針

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるように人権教育や啓発を推進します。

また、人権課題の解決や人権侵害の発生防止に取り組むとともに、関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化を図ります。

さらに、洲本市人権教育研究協議会と共催で開催してきた洲本市民人権講座をはじめ、人権週間における街頭啓発、人権を考える集いなどの充実を図ります。

加えて、淡路地区人権教育研究協議会をはじめ、国、県などの広域的な交流も促進し、市民の人権尊重への理解を深める取組を推進します。

主要施策

(1) 人権教育や啓発の推進及びインターネットモニタリングの実施【改善】

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進します。

また、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人、同和問題（部落差別）などの人権課題の解決や人権侵害事案の発生防止に取り組みます。特に、インターネットモニタリングを実施し、インターネット上の悪質な書き込みをするサイトに対して削除を要請するなど取組を強化します。

(2) 関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化

人権課題の解決に向け、関係機関、各種団体、小・中学校との強化を図るとともに、人権相談の在り方について検討します。

〈関連個別計画〉

◆洲本市人権推進方針



第5節 男女共同参画社会の形成

〈主な関連SDGs〉



- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

女性も男性もお互いを尊重しあい認め合いながら、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）にとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会をめざして、さまざまな取組を進めてきた結果、行政における審議会や管理職への女性の登用など成果は現れつつあります。

国の「第5次男女共同参画計画」、兵庫県の「兵庫県男女共同参画計画（ひょうご男女いきいきプラン2025）」を元に、本市では、「第4次洲本市男女共同参画プラン」を令和5年度からの5ヶ年計画で策定します。その計画では、ジェンダー平等などの課題への対応も含め、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。また、国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の持続可能な開発目標（SDGs）においても、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、この目標に沿ったジェンダー平等を実現するために、本市の男女共同参画計画に取り入れて推進します。今後、市民、市職員のアンケートに加えて市内の事業所へのアンケート調査を実施してこれまでの計画を見直し、社会情勢の変化や本市の男女共同参画に関する特色を反映した計画を策定し、本市における男女共同参画社会の実現をめざしています。

〈近年の取組成果〉

- 女性のいる審議会に占める女性委員の比率 26.3%（R3.4現在）
- 女性管理職の比率 10.6%（R4.4現在）
- 子育て支援、安心して相談できる場や機会の提供
- ノー残業デー実施（毎週水曜日）

施策方針

すべての人が互いの特性を尊重した正しい平等意識を醸成し、LGBTQ+などの多様な性や価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。

また、誰もがあらゆる分野での責任を担い、主体的に関わり参加・参画することができる社会の実現をめざします。

さらに、誰もが社会を担う主体的な構成員であることを自覚し、家庭づくり・地域社会づくりに積極的に関わるために、自ら多様な選択ができる社会の実現をめざします。

そして、誰もが世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現をめざします。

主要施策

(1) それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり【改善】

町内会運営などの地域社会における男女共同参画を推進します。

地域防災・減災及び災害復旧・復興・避難所運営などの施策に当たって、男性以外の視点も取り入れた施策を推進します。

(2) 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

乳幼児保育、学校教育、生涯学習における人権・男女共同参画の学習を推進します。

また、ジェンダー平等に向け、十分に配慮された学習環境の整備に努めます。

(3) 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

配偶者などからの暴力（DV）対策や女性に対するあらゆる暴力などの根絶に向け、広報などによる意識啓発の取組と相談窓口の充実、関係機関との連携による被害者の安全確保、自立に向けての支援などの強化を図ります。

また、子育て・介護支援の充実と高齢者・障害のある人の生活の安定と自立支援を促進するとともに、生涯を通じた女性の健康保持の支援、健康診断や医療の充実による健康づくりを促進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの確立と意識啓発【改善】

仕事と家庭生活の両立を支援し推進するため、男性の育児休暇の取得率の向上を含めた労働条件などの整備及び男性の家事、育児、介護などへの参画についての意識啓発に努め、子育て・介護サービスの充実を図ります。

(5) 女性の活躍促進と支援

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、その能力を十分に発揮できるよう職場や家庭、地域などあらゆる場面において女性の活躍を推進していく必要があります。そのため、「女性活躍推進法」を踏まえながら、事業主及び従業員に対しての啓発とチャレンジに対する支援に取り組みます。

また、市審議会や各種団体への女性の積極的な登用、行政における女性管理職への登用を働きかけるなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

〈関連個別計画〉

◆洲本市男女共同参画プラン

第6節 時代に対応した行財政運営の推進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナースシップで目標を達成しよう

現状

本市では、行財政改革の基本的な取組方針を掲げる「洲本市行財政改革大綱」、及びその実施計画となる「洲本市集中改革プラン」を平成19年2月に策定しました。また、平成20年9月には、平成20年度から平成29年度の10ヶ年について、「洲本市行財政改革大綱」「洲本市集中改革プラン」の成果を受け、中長期的な財政運営指針を示した「財政運営方針」を策定しました。

また、市町合併から10年の節目を迎えた平成26年度において、改めて本市を取り巻く行財政環境を踏まえつつ、「財政運営方針」に沿った具体的な行財政改革推進方策を提示するため、「サマーレビュー2014」を実施し、「基本方針」を定めたところです。

さらに令和3年3月には、令和3年度から令和12年度の10か年を計画期間とした「財政運営方針」を更新し、歳入確保と歳出削減対策を実行性のあるものとするため、財政運営方針の前期計画と位置づけ「第2次行政改革実施方策」を策定しました。

一方、平成29年度には、新地方公会計制度に準拠した会計処理を取り入れ、「発生主義による会計処理の補完」、「公社・3セクを含めた連結財務書類の整備による全体的な財政状況の把握」、「コスト分析と政策評価への活用」、「資産・債務改革への対応」を進めています。

さらに、国からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」に関する通知に呼応し、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成28年12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和3年3月には、「洲本市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、品質、供給、財務の3つの視点から、質と量の最適化に取り組むことで、「安全・安心で快適な施設等の配置」と「持続可能なまちづくり」の両立をめざす「洲本市公共施設等個別施設計画」を策定。その後、令和4年3月に各個別施設計画の内容を踏まえ「洲本市公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

〈近年の取組成果〉

- 前方策の取組状況を確認しながら、サマーレビュー2020による事業（主要項目）の見直しを実施
主要項目事業（R3～R7） 行革効果額 319,963千円
- 「洲本市公共施設等個別施設計画」の策定（R3.3）
- 「洲本市公共施設等総合管理計画」の改訂（R4.3）

施策方針

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」の実現のためには、「健全な財政」を継続することが前提となります。そのため、長期的な視点に立った「財政運営方針」により、持続可能な行政運営の基盤の確立を図ります。

また、具体的な健全化の実現にあたり、公共施設の適正管理については、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」により、歳入確保や歳出削減の具体化については、「第2次行政改革実施方策」により、着実な取組を進めます。

(1) 健全な財政運営の推進

長期的な視点に立った「財政運営方針」に掲げた「持続可能な財政運営」、「計画的な基金の確保」、「住民ニーズを踏まえた効率的な行政運営」の3つの目標をめざし、その前期計画と位置づけた「第2次行政改革実施方策」により、中期的な視点から本市財政の健全性と個別施設計画に基づく施設の適正管理の実行性を確保し、持続可能な行政運営の基盤の確立を図ります。

また、市の財政状況についてできる限り市民にわかりやすく伝えるよう努めます。

[財政運営の目標]

①持続可能な財政運営

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率を発生させないこと
- ・実質公債費比率：15%以内を継続すること
- ・将来負担比率：80%以内を継続すること
- ・経常収支比率：95%以内を継続すること

②計画的な基金の確保

- ・財政調整基金残高を標準財政規模の10%程度とすること

③住民ニーズを踏まえた効率的な行政運営

- ・一般行政経費を5年間で15%削減（人件費、公債費、債務負担行為事業を除く）

[公共施設に関する個別方針]

- ・新規施設の建設抑制、既存施設の有効活用、機能重複施設の統廃合、施設の複合化、集約化、転用を進める
- ・施設数、延床面積を30年間で20%以上削減（平成28年を基準）

(2) 効率的な行政運営の推進

民間活力の導入や限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を活かした職員の育成と行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進めます。

将来的に予測されている人口減少、急激な高齢化の影響を受ける本市特有の行政課題や行政ニーズの変化に、迅速、的確に対応するため、職員の適材適所な配置や組織運営の効率化を進めるとともに、職場内外の研修などにより、職員の資質向上や能力開発に努めます。

(3) 新たな広域的課題への取組

従来の一部事務組合による淡路圏域の広域連携に加え、洲本市が中心市宣言を行っている淡路島定住自立圏構想において、近隣市と連携して必要な都市機能を分担することで圏域の効率的・効果的な運営を推進し、また、協力・協働して地域課題に取り組むことで圏域全体の活性化を図ります。

〈関連個別計画〉

- ◆財政運営方針
- ◆行政改革実施方策
- ◆洲本市公共施設等総合管理計画
- ◆洲本市公共施設等個別施設計画